

2010 年取引表示(光ディスクラベル)命令

所管大臣は、1972 年取引表示法[法律 87 号]第 11 条により付与された権限を行使し、下記の命令を発する。

1. 名称および発効

- (1) 本命令は名称を 2010 年「取引表示(光ディスクラベル)命令」とする。
- (2) 本命令は 2010 年 5 月 7 日に発効する。

2. 解釈

本命令においては、文脈上別段に解する必要がある場合を除き、以下の用語は次に定める通りの意味を有する。

「コンテンツ」とは、いずれかの音声、文章、静止画像、動画、音声画像表示またはこれらの組み合わせあるいはこれらと類似の性質を有するものをいう。

「光ディスク」とは、第 1 附属書に記載する光ディスクをいう。

「光ディスクラベル」とは、第 3 条に従い管理官が定めるラベルをいう。

3. 光ディスクラベル

光ディスクラベルには下記の事項を含めることができる。

- (a) 国章
- (b) シリアル番号
- (c) "Original"および"tulen"という語
- (d) 隠されたセキュリティ機能

4. 光ディスクラベルの使用

- (1) コンテンツが収録され、取引または事業の過程で提供されあるいは提供の申し出が行われるすべての光ディスクには、光ディスクラベルを貼付しなければならない。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(2) 光ディスクラベルは、下記のいずれかの目立つ場所に貼付しなければならない。

(a) 光ディスク

(b) 光ディスクの供給に使用する容器または他の材料

(3) 第(2)項にかかわらず、光ディスクラベルは使い捨て包装に貼付してはならない。

(4) 法人を除き、ただし法人の取締役、責任者、秘書役またはこれに類する役員を含め、下記に該当する者は命令違反とし、有罪とされた場合には 10 万リングットを超えない罰金若しくは 3 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、20 万リングットを超えない罰金若しくは 6 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。

(a) いずれかの取引または事業の過程において、光ディスクラベルが貼付されていない光ディスクを提供し、または提供の申し出を行った者

(b) いずれかの取引または事業の過程において、偽造の光ディスクラベルが貼付されている光ディスクを提供し、または提供の申し出を行った者

(c) いずれかの取引または事業の過程において、第 5 条が規定する承認を受けて付与されたタイトル以外の光ディスクラベルが貼付されている光ディスクを提供し、または提供の申し出を行った者

(d) 偽造の光ディスクラベルを製作し、提供し、提供の申し出を行い、または所持した者

(e) 光ディスクラベルの承認は取得しているが、第 5 条で承認された者以外の者に光ディスクラベルを提供した者

(f) 管理官(controller)の承認なく光ディスクラベルを所持した者

(g) 第 4 条(3)項に違反した者

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(5) 法人のうち、下記に該当する者は命令違反とし、有罪とされた場合には25万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には、50万リングットを超えない罰金を科すものとする。

(a) いずれかの取引または事業の過程において、光ディスクラベルが貼付されていない光ディスクを提供し、または提供の申し出を行った者

(b) いずれかの取引または事業の過程において、偽造の光ディスクラベルが貼付されている光ディスクを提供し、または提供の申し出を行った者

(c) いずれかの取引または事業の過程において、第5条が規定する承認を受けて付与されたタイトル以外の光ディスクラベルが貼付されている光ディスクを提供し、または提供の申し出を行った者

(d) 偽造の光ディスクラベルを製作し、提供し、提供の申し出を行い、または所持した者

(e) 光ディスクラベルの承認は取得しているが、第5条で承認された者以外の者に光ディスクラベルを提供した者

(f) 管理官の承認なく光ディスクラベルを所持した者

(g) 第4条(3)項に違反した者

5. 光ディスクラベルの申請及び承認

(1) 光ディスクラベルの申請書は第2附属書記載の様式ODL-1により管理官に提出するものとし、同様式が定める情報または文書を添付しなければならない。

(2) 第(1)項に基づく申請は、光ディスクに収録されているコンテンツの所有者またはかかる所有者が文書で授権した者が行う。

(3) 管理官は、第(1)項に基づく申請書の受領後かつ決定を行う前であればいつでも、文書で通知することにより、追加情報または文書の提出を申請者に要求することができる。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(4) 第(3)項に基づく追加情報または文書につき、申請者が通知で指定された期間内または管理官が付与した延長期間内に提出しなかった場合には、当該申請は撤回されたものとみなす。ただし、申請者が新たに申請書を提出することを妨げない。

(5) 管理官は第(1)項に規定する申請の承認または却下を行うことができる。

(6) 第(1)項に基づく申請の承認書は第3附属書に記載する様式 Odl-2 により発行する。

(7) 第(6)項に従い承認された光ディスクラベルの各単位につき、16.3 センを支払わなければならない。

(8) 管理官は、承認の付与にあたり、適切と判断した条件を付すことができる。

(9) 法人を除き、ただし法人の取締役、責任者、秘書役またはこれに類する役員を含め、いずれかの者が第5条に規定する目的において虚偽若しくは不実な情報または文書を提出した場合は命令違反とし、有罪とされた場合には10万リングットを超えない罰金若しくは3年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、20万リングットを超えない罰金若しくは6年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。

(10) 法人である者が第5条に規定する目的において虚偽若しくは不実な情報または文書を提出した場合は命令違反とし、有罪とされた場合には25万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には、50万リングットを超えない罰金を科すものとする。

6. 記録の保管

(1) 第5条に基づく承認を付与された者は、光ディスクラベル使用の適切な記録およびその他の情報を第4附属書に記載する様式 Odl-3 により作成保管しなければならない。従わなければならない。

(a) いつでも管理官による検査に提供すること。

(b) 最新の内容を維持し、良好な秩序および状態を維持すること。

(c) 管理官から要求があった場合は提出すること。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(2) 法人を除き、ただし法人の取締役、責任者、秘書役またはこれに類する役員を含め、下記に該当する者は命令違反とし、有罪とされた場合には 10 万リングットを超えない罰金若しくは 3 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、20 万リングットを超えない罰金若しくは 6 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。

(a) 第 6 条が規定する目的において虚偽あるいは不実な情報あるいは文書を提出した者

(b) 第 6 条に違反した者

(3) 法人である者が下記に該当する場合は命令違反とし、有罪とされた場合には 25 万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には、50 万リングットを超えない罰金を科すものとする

(a) 第 6 条が規定する目的において虚偽あるいは不実な情報あるいは文書を提出した者

(b) 第 6 条に違反した者

7. 管理官代理(the Controller by the Deputy Controller)または管理官補佐(Assistant Controller)による管理官の職務の遂行

本命令が規定する管理官の職務を管理官代理または管理官補佐が遂行する場合、管理官代理または管理官補佐は管理官の代理として管理官の名前でかかる職務を遂行しなければならない。

8. 廃止および経過規定

(1) 2002 年取引表示(オリジナルラベル)命令[P.U.(A) 518/2002]は廃止する。

(2) 第 8 条(1)項にかかわらず、上記第(1)項により廃止された命令に基づき行われたオリジナルラベルの承認またはオリジナルレベルの発行は引き続き効力を有し、かかる承認またはオリジナルラベルが本命令に基づいて承認あるいは発行された場合と同一の効果を有する。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

第1 附属書

光ディスク

[第2条]

1. コンパクト・ディスク - オーディオ(CD-A)
2. コンパクト・ディスク - ビデオ(CD-V)
3. コンパクト・ディスク - リードオンリーメモリー (CD-rom)
4. コンパクト・ディスク - インタラクティブ (CD-I)
5. コンパクト・ディスク - フォト (CD-p)
6. デジタル・バーサタイル・ディスク・ディスク - (DVD)
7. ブルーレイ・ディスク (B-RD)
8. レーザー・ディスク(RD)
9. ミニ・ディスク(MD)

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

第2 附属書

様式 ODL-1

1972 年取引表示法 2010 年取引表示(光ディスクラベル)命令

[第5 条]

光ディスクラベル申請書

提出先:

Controller of Trade Descriptions
Ministry of Domestic Trade,
Co-operatives and Consumerism

1. 私/当方_____ (会社名、団体名または企業名)は、下記の光ディスクに貼付する____
単位の光ディスクラベルの取得を申請します。

番号 申請する光ディスクのタイトル 数量

(上記欄では不足の場合は別紙を添付すること。各別紙に申請者が署名すること)

2. 申請者の詳細

下記のいずれかを選択すること。

_____ 光ディスクのコンテンツの所有者

_____ 光ディスクに収録されているコンテンツの所有者から授権された者

会社/団体/個人の名称.....

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

会社/団体の登録番号.....

住所

電話番号

会社/団体の登記上の住所

電話番号

3. 私/当方は下記の文書を添付します(該当する文書を選択すること)

_____ 法定宣誓書または宣誓供述書

_____ 光ディスクに収録されているコンテンツの所有者の授權書

_____ 委任状

その他の添付文書(記述すること)

宣言:

私/当方は本様式および添付文書のすべての情報が真正かつ正確であることを宣言します。

.....

.....

(署名)

(会社/団体の印章)

名称

.....

役職

.....

I/C 番号/パスポート番号

.....

日付

.....

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

第 3 附属書

様式 ODL-2

1972 年取引表示法 2010 年取引表示(光ディスクラベル)命令

[第 5 条]

光ディスクラベル承認

交付先:

.....

住所.....

に対し、別添"A"の記述に従い、シリアルナンバー.....の光ディスクラベル....単位を取得して光ディスクラベルを.....の光ディスクに貼付することを承認する。

手数料:

受理番号:

日付:.....

取引表示管理官/取引表示管理官代理

国内取引・協同組合・消費者省

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

別添 A

1972 年取引表示法
2010 年取引表示(光ディスクラベル)命令

[第 5 条]

光ディスクラベル承認

番号	光ディスク のタイトル	光ディスク の種類	承認された 光ディスク ラベル合計	シリアルナ ンバーの先 頭	シリアルナ ンバーの末 尾

日付....

取引表示管理官/取引表示管理官代理
国内取引・協同組合・消費者省

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

第 4 附属書

様式 ODL-3

1972 年取引表示法
2010 年取引表示(光ディスクラベル)命令

[第 6 条]

光ディスクラベル使用記録

番号	承認日	光ディスクの タイト ル	承認さ れた光 ディス クラベ ル合計	承認さ れた光 ディス クラベ ルのシ リアル ナンバ ー	貼付数	貼付し た光デ ィスク ラベル のシリ アルナ ンバー	貼付し た光デ ィスク ラベル 合計	光ディ スクラ ベル残 数

責任者の氏名、役職、署名

会社の名称および住所

.....

.....

.....

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

日付.....

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。